

# 石川県公報

平成24年9月21日

第12529号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

目		次		
告示				
家畜伝染病の発生の届出	(農業安全課)	1	石川県農林総合研究センターで生産する種苗の配布公告 (生産流通課)	2
一般国道の区域の変更	(道路整備課)	1	教育委員会	
県道の供用の開始	(同)	1	県指定有形文化財の指定	3
電線共同溝を整備すべき道路の指定	(同)	2	県指定有形文化財の指定の解除	3
公告				
特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	(県民交流課)	2		

## 告示

### 石川県告示第421号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり届出があった。

平成24年9月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

病名	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生数	発生日	発生地
ヨ一ネ病	牛	疑似患者	2頭	平成24年9月11日	七尾市

### 石川県告示第422号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年9月21日から同年10月5日まで縦覧に供する。

平成24年9月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
359号	金沢市東山二丁目2番地先から 金沢市東山一丁目5番地先まで	旧	15.20~20.90	274.0	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	15.20~40.42	274.0	

### 石川県告示第423号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年9月21日から同年10月5日まで縦覧に供する。

平成24年9月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
宇ノ気 停車場線	かほく市宇野気196番32地先から かほく市宇野気176番2地先まで	平成24年9月22日	県央土木 総合事務所 津幡土木 事務所

**石川県告示第424号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成24年9月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
国 道	359号	金沢市東山二丁目11番地先から 金沢市東山一丁目5番地先までの上下線	平成24年9月21日

**公 告****特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成24年9月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日  
平成24年9月4日
- 2 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ライフサポーター美助人
- 3 代表者の氏名  
加藤 重子
- 4 主たる事務所の所在地  
白山市日御子町口14
- 5 定款に記載された目的

この法人は、石川県を中心に生活する人々が、21世紀にふさわしい地域福祉の実現と各自の生きがいを求めて、特に、高齢者等の人々が生き生きと暮らしていける地域生活環境の形成のために、協同とボランティアの社会的意識をもって、組織的な活動を行うことを目的とする。さらに、これらの活動の積み重ねの上に、長寿社会に対応する高齢者生活協同組合設立準備のための地域福祉活動を、高齢者生活協同組合連合会との協力関係のもとに推進する。

**石川県農林総合研究センターで生産する種苗の配布公告**

石川県農林総合研究センター種苗配布規則（昭和28年石川県規則第16号の2）第2条の規定により、石川県農林総合研究センターで生産する種苗の平成24年度の配布の種類、数量、代価及び配布期限を次のとおり定めた。

平成24年9月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

年 産	種 類	数 量	代価 (税込)	配 布 期 限
平成24年産	大麦種子	2,750kg	257円 / kg	平成24年11月末

**教 育 委 員 会****石川県教育委員会告示第16号**

石川県文化財保護条例(昭和32年石川県条例第41号)第4条第1項の規定により、次の有形文化財を石川県指定有形文化財に指定する。

平成24年9月21日

石 川 県 教 育 委 員 会

有形文化財

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
彫 刻	木造千手観音立像	1 軀	鳳珠郡穴水町字明千寺18	明泉寺
工 芸 品	蒔絵亀函鞍・鐙	1 脊・1 双	金沢市出羽町2番1号 石川県立美術館	石川県

**石川県教育委員会告示第17号**

石川県文化財保護条例(昭和32年石川県条例第41号)第5条第3項の規定により、平成24年9月6日付けで次の県指定有形文化財の指定が解除された。

平成24年9月21日

石 川 県 教 育 委 員 会

有形文化財

種 別	名 称	員 数	県指定年月日
彫 刻	木造千手観音坐像	1 軀	平成18年10月20日

